

政府の独断でアメリカの戦争に 国民を強制動員する有事法制STOP!

職場学習資料



医療・公務労働者も
軍の命令下に



アメリカの好みで戦争へ



政府は、「有事法制3法案」(武力攻撃事態法案・自衛隊法改正案・安全保障会議設置法改正案)を今国会で成立させようとしています。しかし、この有事法案は、政府の勝手な判断で戦争体制へ突入した上で、自衛隊による海外での武力行使を可能にし、アメリカの引き起こす戦争に国民を強制動員する危険な法案であることが、これまでの国会審議でも明らかになっています。

「有事法制」が発動されれば、私たち国家公務員労働者は、国民を戦争へかりたてる「手先」とされてしまいます。国民の基本的な権利の保障と、戦争の禁止・武力行使の禁止を明記している憲法を尊重し擁護する義務を持つ私たち国公労働者は、憲法をふみにじる「有事法制」を許すわけにはいきません。職場・地域で有事法制に反対するとりくみを緊急に強めましょう。

有事法制は戦争への「備え」

小泉首相は、「備えあれば、うれいなし」とくりかえし言っています。しかし、政府自身が、日本に武力侵攻する国は「想像ができない」(中谷防衛庁長官)、「今日から見通し得る将来において、わが国に対する本格的な武力攻撃が生起するとはみられない」(自衛隊のトップである統合幕僚会議議長をつとめた西元徹也氏)と述べています。

また、「テロや不審船に備えて」ともいわれますが、これは警察と司法の対応に属する問題であり、「有事法制とは別の世界の種類」(中谷防衛庁長官)、「別途必要な検討をすすめる」(政府が2月5日に提示した有事法制の「全体像のイメージ案」と、政府自身も「有事法制」とは別としていいます。

それでは、なんのために「有事法制」を「備える」のでしょうか?
99年につくられた「周辺事態法」は、アメリカが戦争を始めた場合に、自衛隊が米軍への輸送や補給などの「後方支援」ができるというものでした。しかし、「周辺事態法」では、戦闘地域には行けず、支援活動中に攻撃される危険がうまれたら、活動を中断し、その場から逃げ、武力行使はできない

としていました。

有事法案(武力攻撃事態法案)では、日本への武力攻撃が「発生した場合」、「おそれのある場合」、「予測される事態」の3つのケースで「有事法制」を発動するとしています。

この法案では、日本がまだ攻撃を受けていない「おそれ」や「予測」の段階でも、政府の判断ひとつで武力攻撃が可能となります。

海外で武力行使を可能に

さらに政府は、他国の領海で活動する自衛隊への攻撃についても、「わが国に対する計画的、組織的な攻撃だと認定される」(福田官房長官)ならば、「有事法制」を発動するとし、在外公館に対する攻撃も「諸般の状況によっては武力攻撃に該当する」(福田官房長官)としています。

いま自衛隊は、PKO(国連平和維持活動)協力法によって、ゴラン高原と東ティモールへ、テロ特別措置法によってインド洋へ部隊を派遣しています。これらの部隊にかかわって、「武力攻撃に該当する」事態だと日本政府が「認定」すれば、「有事法制」を発動し、自衛隊による武力行使も可能となります。

ブッシュ大統領は、イラン・イラク・

首相に強大な権限を集中

有事法案では、「武力攻撃事態」と判断した首相が、安全保障会議で「対処基本方針案」なるものをまとめ、閣議で決定し、内閣に対策本部を設置して実行します。そして、安全保障会議も、閣議も、対策本部もすべて責任者は首相です。首相が「対処方針」を決めれば、有事法制は発動します。国会は、そのあと承認を求められるだけです。

北朝鮮を「悪の枢軸」と決めつけ、先制攻撃も辞さないと言いき、ラムズフェルド国防長官は、「時には先制攻撃も必要。攻撃は最大の防御」とまで言っています。これに対し、小泉首相は、「アメリカの安全保障上の戦略として、あらゆる選択肢を残しておく」といふことだと理解している」と、先制攻撃さえ容認しています。

まさにアメリカの戦争へ、日本が積極的に参戦していくための「備え」が「有事法制」です。

